# 同和問題

### ○ 正しく知ることが差別意識の解消への第一歩。

結婚するときや就職するときに、その人の出身地は関係のないもの。でも、同和地区に生まれたというそれだけの理由で長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれてきました。

生活環境などは地域特別対策により、一応改善されましたが、今なお結婚や就職などの日常生活の上でいろいろな差別を受けたり、さらにインターネットの掲示板の同和に関する差別事象が掲載されるなど、重大な社会問題となっております。

# ○ 最近の差別事象

## ● 電話問い合わせ事件

行政の窓口に同和地区の問合せ電話が、長野県内においても、平成23年に長野市、24年に東御市、25年にも松本市に問合せの電話がありました。

#### ● 差別ハガキ事件

架空の公共団体名義で、被差別地区の住民に対し聞き取り調査を実施する内容の手紙が送付されました。関係団体に確認したところ、実在しない組織であることがわかり、差別ハガキであることが発覚しました。

いずれも差別者が特定できない陰湿な事件です。

#### ● インターネット上では

掲示板などに、特定の地域への差別を助長する悪質な書き込みがありました。

※このような差別事象が絶対に起きないように、 同和問題に対する正しい知識と認識を深め、差別 や偏見をなくすことが大切です。

又、人権に関する研修会も随時開催しています ので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

#### ● 士農工商の身分制度

もともとの「士農工商」とは、古代中国から用いられた言葉で紀元前1000年ごろには既に書物に記述されています。

その意味は、漢書に「士農工商、四民に業あり」 とあるように、「民」の職業は4種類に大別される という意味となる。これを連続して表記すること によって、「老若男女」のように、あらゆる職業の 民、つまり「民全体」又は「みんな」といった意 味で使われていました。 現在の歴史研究では、1990年代に近世史の研究が進み、「士農工商」という身分制度やその上下関係は存在しないことが明らかになりました。

平成17年頃の教科書からはその記述が外されるようになりました。

# ○平成24年度から使用している教科書の記述 ●小学校の教科書の記述(東京書籍)

このほか、皇族や公家(貴族)、僧や神官などの宗教者、能や歌舞伎をはじめとする芸能者、絵師、学者、 医者など、多くの身分が見られました。

また、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々もいました。

#### ◆厳しく差別されてきた人◆

百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々は、仕事や住む場所、身分などを百姓や町人とは区別され、村や町の祭りへの参加をこばまれるなど厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。

これらの人々は、こうした差別の中でも農業や 手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また治安 などを担って、社会を支えました(コラムで)

## ●中学校の教科書の記述(帝国書院)

近世の社会にも、中世と同じように天変地異・死・ 犯罪など人間がはかり知れないことをけがれとして恐れる傾向があり、それにかかわった人々が差別される ことがありました。

もっとも、死にかかわっても、医師・僧侶・処刑役 に従事した武士などは、差別されなかったので、差別 は、非合理的で、支配者に都合よく利用されたもので あるといえます。差別された人々は、地域によってさ まざまな呼び名や役割で存在していました。

えたと呼ばれた人々は、農林漁業を営みながら、死 牛馬から皮革の製造、町や村の警備、草履や雪駄づく り、竹細工、医薬業、城や寺社の清掃のほか犯罪者の 捕縛や行刑役などに従事しました。ひにんとよばれた 人々は、町や村の警備・芸能に従事しました。

これらの人々は、社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていたのです。

こうした中で、経済的に豊かになる人も現れましたが、江戸時代中期から、幕府や藩が出す触などにより、 百姓や町人とは別の身分として位置づけられました。 これにより、差別はさらに強化されました。

以上の記述のように現在では「士農工商」という身分制度がなかったことと、その職業は現代社会に置き換えると欠かせない職業であったことがわかります。同和問題においては、正しい知識を学び「差別をしない、させない、許さない」気持ちが大切です。